

店舗の外観の不正競争防止法2条1項1号による保護

レクシア特許法律事務所 知的財産法研究会 弁護士・弁理士 山田 **威一郎**

裁判例 東京地裁平成28年12月19日決定(平成27年(ヨ)第22042号) (最高裁ホームページ知的財産裁判例 コメダ珈琲店仮処分事件)

第1. はじめに

本件は、「コメダ珈琲店」として喫茶店事業を展開する債権者Xが、「マサキ珈琲」の名称の喫茶店を営業する債務者Yに対し、不正競争防止法2条1項1号に基づき、店舗の外観(店舗の外装、店内構造及び内装)、及び、商品(飲食物)と容器(食器)の組み合わせによる表示の使用差止めを求めた仮処分事件であるが、裁判所は、このうち、店舗の外観に関する債権者の請求を認め、債務者店舗の使用禁止を命じる仮処分命令を下した。

本件は仮処分決定の事案ではあるが、不正競争防止法2条1項1号に基づき、店舗の外観の保護を認めた初めての裁判例であり、実務上も重要な意味を持つと考えられる。

以下では、裁判所が債権者の請求を認めた店舗の外観に関する裁判所の決定の内容を確認した 上で、店舗の外観に関する保護のあり方に関し、考察を行う。

なお、本件の本案訴訟に関しては、平成29年7月5日付けで和解が成立している。

[債権者店舗(コメダ珈琲店岩出店)]

[債務者店舗(マサキ珈琲中島本店)]





※上記の写真は、㈱コメダホールディングスのウェブサイトに掲載のプレスリリース (http://v4.eir-parts.net/v4Contents/View.aspx?cat=tdnet&sid=1428023) より

第2. 裁判所の決定の内容

1. 事実関係

裁判所が認定している事実関係の概要は、以下の通りである。

(1) 当事者

債権者は、「コメダ珈琲店」等の喫茶店事業を主たる事業とする株式会社である。

債務者は、平成26年8月から、現在に至るまで、「マサキ珈琲」1号店(以下、「債権者店舗」という。)との喫茶店を営んでいる。なお、債務者は、平成27年9月17日に、債務者店舗とほぼ同様の外観を有する「マサキ珈琲」2号店の営業も開始している。

(2) コメダ珈琲店の店舗

ア. コメダ珈琲店は、昭和43年に名古屋市に1号店が出店された後、愛知県下で、さらには岐阜県及び三重県を加えた東海三県で、出店が重ねられた。コメダ珈琲店は、平成15年6月から関東地方に、平成18年11月には近畿地方に、それぞれ進出し、全国展開が進められた結果、平成25年4月に国内店舗数が500店舗、平成26年10月に600店舗に達し、平成27年5月10日には全国37都道府県に628店舗を擁するようになり、この頃、店舗数で全国第3位のコーヒーチェーンとなった。

コメダ珈琲店は、平成27年9月27日時点で、東海三県には308店舗、関西地方(大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県及び和歌山県)には100店舗存在した。このうち、和歌山県内には、岩出店(以下「本件比較対象店舗」ともいう。)、和歌山大谷店、御坊店、イオンモール和歌山店、和歌山橋本店及び新宮緑ヶ丘店の6店舗が存在した。

イ. コメダ珈琲店の店舗タイプは、都市部における商業ビル等の一角に設けられるビルイン型及びショッピングモールの一角に設けられるSCモール型と、郊外において幹線道路等に面して一戸建ての店舗建物が設けられる郊外型(ロードサイド型)とに大別される。

平成27年9月1日時点で、全国のコメダ珈琲店645店舗のうち、496店舗は郊外型店舗であった。このうち、関西地方に所在する郊外型店舗は59店舗(和歌山県5店舗、大阪府17店舗、京都府8店舗、兵庫県12店舗、奈良県7店舗、滋賀県10店舗)であった。

(3) 債権者表示

本件比較対象店舗の外観(債権者表示1)は、別紙債権者表示目録記載1の(1)AないしHに記載の店舗の外装に関する構成要素、同目録1の(2)IないしQに記載の店内構造及び内装に関する各構成要素を全て備えている。また、平成28年6月時点で関西地方に所在するコメダ珈琲店の郊外型店舗74店のうち、同各構成要素を全て備えている店舗は6店舗であり、相違点が3か所以内の店舗は29店舗である。

債権者店舗の外観(債権者表示1)の主要な構成要素は以下の通りであるが、コメダ珈琲店の郊外型店舗の外観は、平成15年以降の全国展開後、ブランドイメージの浸透を図るため、かかる特徴を有するものへと統一化し、標準化されてきた。

別紙「債権者表示1の主要な構成要素 | の内容

(1) 外装

① 店舗正面を妻部とする黒色スレート調の大切妻屋根、並びに、当該切妻屋根から直交する 方向に伸びた黒色スレート調の小切妻屋根及び/又は店舗正面側に当該切妻屋根と段違いに